

## かき殻堆積超過の現状と利活用対策の取組状況について

### 1 要旨

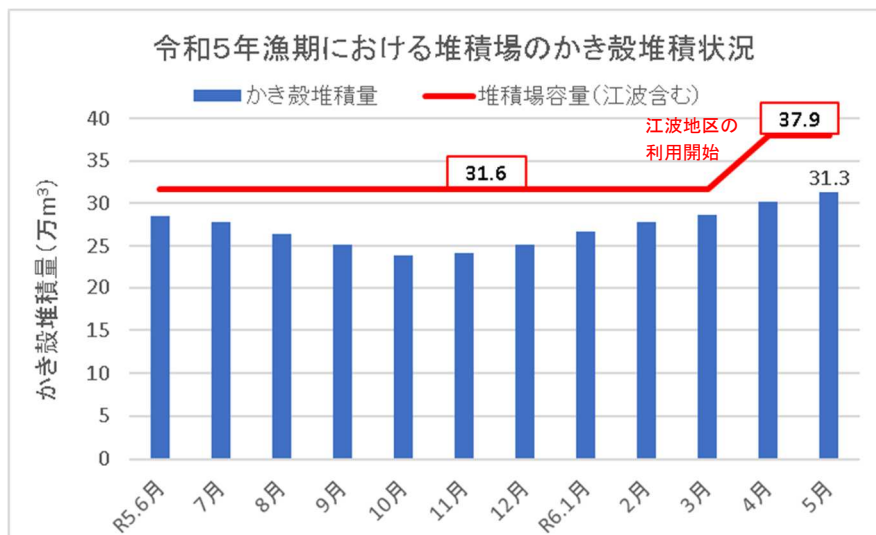
令和5年漁期（令和5年10月～令和6年5月末）の広島かきのむき身出荷が終了したため、今期のかき殻の発生・処理状況及び新たな利活用の促進に向けた県とかき生産者の取組状況を報告する。

### 2 現状・背景

#### （1）令和5年漁期のかき殻発生・処理量の状況

今漁期のかき殻発生量（R5.10月～R6.5月末）は約16.8万 $m^3$ であったのに対し、県営の実証事業等での使用も含めた処理量（R5.6月～R6.5月末）は約14.1万 $m^3$ であり、今期超過量は約2.7万 $m^3$ となった。その結果、5月末時点の県内の堆積場内のかき殻総堆積量は約31.3万 $m^3$ となった。

また、5月末時点の県内の堆積可能容量は、3/15に広島市中区江波沖町の県有地に一時保管場所を確保したため、当初の容量約31.6万 $m^3$ から約37.9万 $m^3$ に増加した。



#### （2）利活用促進に向けた取組状況（R6.5月末現在）

##### ア 県の取組

（ア）増殖場としての活用（県事業：かき殻有効活用対策推進事業 R5.9月補正、R6当初）

江田島市能美町地先のかき殻を用いた増殖場（1.0万 $m^3$ ）の試験造成が5/16に竣工した。併せて効果把握のため、整備前の現地調査を実施した（R5.11月～R6.3月）。



かき殻材の設置状況



整備箇所の潜水調査

(イ) 海砂採取跡地、漁場の底質改善への活用

(ア) の活用検討と合わせ、民間コンサルと 4/25 に業務委託契約を締結し、令和 6 年 7 月第 4 週から予定している漁場の底質改善に係る現地調査の実施に向け、海上保安部、海域管理者（呉市等）、地元漁協等の関係機関と調整を進めている。

(ウ) 新たな製品開発等による用途拡大

先般のマスコミ報道等を受け、昨年度以降で製造業者、商社等の約 30 者から問合せがあり、かき殻加工業者へのマッチング等を随時実施している。このうち、土木関係資材の利用を中心に、半数程度の案件で活用検討が継続されている。

また、さらなる掘り起こしをねらい、県公式ホームページ内に県内で発生するかき殻の現状や利活用時の処理スキームなどをまとめたページを 6/11 に掲載した。

## イ 生産者団体の取組

(ア) 江波地区における一時保管

広島かき生産対策協議会（事務局：広島県漁業協同組合連合会）が、3/15 付けで広島市中区江波沖町の県有地（10,500 m<sup>2</sup>、かき殻収容量約 6.3 万 m<sup>3</sup>）を 1 年間借受けている。令和 6 年 3 月下旬からかき殻が搬入され、5 月末時点で約 1.3 万 m<sup>3</sup>が保管されている。



江波地区のかき殻一時保管場所

(イ) むき身加工の自主休業

広島かき生産対策協議会が、むき身重量が比較的小さい漁期前半に、むき身加工の週休日を自主設定し、かき殻の排出抑制に努めた。

## 3 今後の対応

(1) 令和 6 年漁期のかき殻堆積量の見込

近年のかき殻発生状況やかき殻加工業者からの聞き取り結果によると、令和 6 年漁期の年間超過量は令和 2～4 年と同等の 6 万 m<sup>3</sup>程度と予測される。

引き続き、県、かき殻加工業者及び生産者間で密に情報共有を行い、かき殻の堆積状況を的確に把握し、江波地区の拡張等も視野に入れつつ、保管場所の確保に努める必要がある。

## (2) 県の取組

### ア 漁場の環境改善への活用検討（県事業名：かき殻有効活用対策推進事業 R6当初）

増殖場造成事業や漁場の底質改善への活用については、令和6年7月から実施する現地調査を取りまとめ、有識者の意見を踏まえながら、かき殻の利活用方法のガイドライン化を進める。

海砂採取跡地への活用については、水深の嵩上げに要するコスト概算や必要な試験施工方法等の検討を進める。

### イ 市町・漁協が行う漁場改善への支援（県事業名：漁場基盤改良事業[単県公共]R6当初）

今年度は、廿日市市、広島市及び呉市において実施が予定されている、高温乾燥されたかき殻製品約600トン（かき殻原料換算：約1千 $\text{m}^3$ ）を活用した海底耕うん事業を支援（補助率：県1/2）する予定である。

### ウ 新たな用途拡大について

民間企業等からの問合せに対し、引き続きかき殻加工業者へのマッチングとフォローアップを進め、新たな製品化に向けた支援ニーズを踏まえ、事業化や制度見直しを検討する。

## (3) 生産者団体の取組

広島かき生産対策協議会においては、使用賃貸契約の更新時を目途に、江波地区の一時保管場所の借受区域を拡張（現在、敷地半面を使用）することも含め、一時保管場所の確保を引き続き進めている。